

湧別町障害者活躍推進計画

機関名	湧別町
任命権者	湧別町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
湧別町における障害者雇用に関する課題	<p>湧別町においては、平成30年6月1日時点で1.70%、令和元年6月1日時点で1.72%と法定雇用率が未達成となっている。このため、障害者に限定した募集・採用を実施し、令和2年4月1日時点で法定雇用率には達しないものの、採用が必要となる法定雇用障害者数は0人となったところである。</p> <p>今後においては、目標とする法定雇用率に達するため、障害者の計画的な採用を実施する必要がある。また、障害者である職員の活躍のため、更なる体制整備や各種取組を行う必要がある。</p>
目標	
1 採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>※参考：令和元年6月1日時点の実雇用率：1.72%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
2 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報時に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内グループウェアにより周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○人事評価時に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価時の面談の際に障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者から要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>

	<p>○募集・採用に当たっては、次の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務遂行ができること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他	<p>○各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場の推進を図るため、適切な支援、配慮に努める。</p>